

奈良県告示第百二十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、次のとおり医療機関の指定をした。

平成二十九年七月七日

奈良県知事 荒井正吾

指定訪問看護事業者等の名称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	指定年月日
医療法人社団ハートランド	奈良市学園北一 一三一一〇	ハローケア訪問看護ステーション田原本	磯城郡田原本町 大字新町一六一〇	平成二十九年五月一日
株式会社N・フイールド	大阪市北区堂島 浜一四一四 アクア堂島東館	訪問看護ステーションデューン生駒	生駒市元町一 五一一六 IM Nビル二〇一	平成二十九年六月一日